

山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、山ノ内町田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 山ノ内町（以下「町」という。）への移住を希望する者に対し、一定期間、町の自然や生活環境の体験及び地域住民等との交流体験の機会を提供することで、町への移住の促進及び地域の活性化を促進するため、体験住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 体験住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山ノ内町田舎暮らし体験住宅	山ノ内町大字夜間瀬 8932 番地 2

(管理)

第4条 体験住宅の施設管理は、町長又は町長が定めた者が行う。

(使用できる者の資格)

第5条 体験住宅を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町に住民登録を行っていない者で、町への移住を希望する者及びその家族。ただし、転勤又は婚姻による転入者、出張等であらかじめ定められた期間定住する者を除く。
- (2) 山ノ内町空き家バンク事業利用登録者
- (3) 使用期間中、円滑かつ積極的に地域の行事への参加及び住民との交流を持てる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(使用期間)

第6条 体験住宅の使用期間は、連続した7日から30日以内とする。この場合において、当該期間内に使用しない日があっても、連続して使用したものとみなす。

- 2 使用期間の開始日及び終了日は、12月29日から翌年1月3日までの日は除く。
- 3 使用期間は、第1項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第7条 体験住宅の使用料は、使用人数に関係なく1日あたり1,500円とし、冬期間（11月1日から翌年4月30日）は、1日あたり2,000円とする。

2 使用者は、前項に規定する使用料を、町長が発行する納入通知書により、使用の開始前までに一括して納入しなければならない。

3 第1項の使用料には、光熱水費、火災保険料及び放送受信料（いずれも消費税を含む。）を含むものとする。ただし、その他にかかる経費は、全て使用者の負担とする。

4 第2項において納入した使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用者の義務）

第8条 使用者は、承認の条件及び町長の指示に従い、常に善良な使用者としての注意を払わなければならない。

2 使用者は、体験住宅の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項による義務を履行しないときは、町長は、使用者に代わってこれを執行し、要した費用を使用者から徴収するものとする。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。

（山ノ内町教員住宅に関する条例の一部改正）

2 山ノ内町教員住宅に関する条例（昭和53年山ノ内町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東部	湯田中大湯	山ノ内町大字平穩	3121—2	5戸	
〃	滝ノ湯	〃	〃	4戸	
〃	堤	〃	〃	1戸	
南部	佐野	〃	佐野 685—1	8戸	
西部	本郷	〃	夜間瀬 2504—1	2戸	
北部	下須賀川	〃	〃	8932—2	1戸

」

を

「

東部	湯田中大湯	山ノ内町大字平穩	3121—2	5戸
〃	滝ノ湯	〃	〃	4戸
〃	堤	〃	〃	1戸
南部	佐野	〃	佐野 685—1	8戸
西部	本郷	〃	夜間瀬 2504—1	2戸

」

に改める。

別表第2中

「昭和47年度以前に建築した教員住宅	1戸につき月額	5,000円
昭和50年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	6,000円
昭和51年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	8,200円
昭和52年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	6,000円
昭和53年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	8,200円
昭和57年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	7,000円」

を

「昭和47年度以前に建築した教員住宅	1戸につき月額	5,000円
昭和50年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	6,000円
昭和52年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	6,000円
昭和53年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	8,200円
昭和57年度に建築した教員住宅	1戸につき月額	7,000円」

に改める。